

告 示

埼玉県告示第十四百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

BENIBANA WALK 桶川

埼玉県桶川市桶川都市計画事業下日出谷東特定土地地区画整理事業地内四十二

街区一画地

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一六七八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三五九台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六二八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五五五台

ハ 変更年月日

平成二十八年八月十二日

二 届出年月日

平成二十七年十二月十一日

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

口

意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課